

八王子市特別職報酬等審議会議事録

令和元年10月29日(火)
午後1時30分～午後2時20分
議会棟 第5委員会室

出席者 三浦眞一委員(会長)、竹名裕子委員(会長職務代理)、檜崎亮一委員、
原島元義委員、秋間利久委員、森田泰介委員、会田翼委員、
小泉安枝委員、橋本秋穂委員 田中友子委員(委員10名)
総務部長、職員課長、職員課主査、職員課主任(計4名)

会議内容

開 会

1 会長選出

2 職務代理者指定

3 諮問

諮問書及び以下の資料を配付

- (1) 令和元年人事委員会勧告等の概要(資料1)
- (2) 特別職報酬等一覧(中核市)(資料2-1)
- (3) 特別職報酬等一覧(類似団体)(資料2-2)
- (4) 市長等特別職及び議員の期末手当支給率等(中核市)(資料3-1)
- (5) 市長等特別職及び議員の期末手当支給率等(26市)(資料3-2)
- (6) 諮問書の写し(資料4)

4 審議

【会長】これより審議を始めたいと思います。市長からの諮問を検討するにあたって事務局から関連する状況など説明願います。

【事務局】今回の審議会は、平成27年12月24日の答申において「社会経済情勢等の変化が大きい今日の状況にあつて、特別職の報酬等の適正な水準を維持するためには、本審議会を定期的開催し、検証すべきである」と審議会の開催頻度について附帯意見がありましたので、平成30年11月15日の答申から1年が経過し、現在の特別職の報酬等が適正な水準を維持しているか、ご審議いただくためお集まりいただきました。

報酬額を改定したのは、平成27年度まで遡ります。平成27年度については、審議会を7回にわたり開催し、社会経済情勢、人事院及び都の人事委員会における引き上げ勧告といった状況を確認し、特別職の報酬及び給料については職責に応じたものでなければならないという議論の中で、議員の報酬については月2万円増額、市長については

1万円増額とし、一方で教育長及び常勤監査委員については他市と比べ高い水準にあったことから、常勤監査委員は2万円減額、教育長は4万円減額する改定を行いました。

平成28年度から平成30年度までの期間については、中核市及び類似団体との特別職の報酬等の比較において、社会情勢等に大きな変化は生じていないとして、議員報酬及び市長等の給与について改定は行っておりません。

資料1をご覧ください。東京都人事委員会勧告の内容ですが、例月給については、公民較差がきわめて小さいことから改定を見送りとしております。また、特別給については、年間支給月数を4.6月から4.65月分へ0.05月数分引き上げ、勤勉手当に配分することとしています。

次に、資料2-1、2-2をご覧ください。資料2-1については、中核市の特別職の報酬額を、資料2-2については、類似団体の状況を一覧にまとめたものです。

資料については、一番左側から、平成31年1月1日時点の住民基本台帳人口を、次に市長の報酬額、次に副市長の報酬額、次に教育長、常勤監査委員、議長、副議長、常任委員長、議運委員長、議員の順に報酬額を掲載しております。

人口及び金額の左欄は順番を表示しています。また、新たに中核市に移行した自治体は市名欄を網掛けし、平成30年度の審議会答申後に改定したものについても金額欄を網掛けしています。

新たに中核市に移行した自治体については、No8の山形市、No23の福井市、No24の甲府市、No35の寝屋川市が該当します。

報酬額の改定について、中核市においてはNo25の長野市の市長、副市長、教育長及び常勤監査委員が、No28の岡崎市の市長、副市長、教育長、常勤監査委員、議長、副議長、常任委員長、議運委員長及び議員が、No29の豊田市の議長、副議長、常任委員長、議運委員長及び議員が引上げを行っています。

八王子市における報酬額については、前年と同額ですが、中核市の中では、一部の市が改定したことや新たに中核市に移行した自治体があることにより副市長の報酬額が高い順で、前年の8番目から9番目へ、常勤監査委員が4番目から5番目へ、副議長、常任委員長、議運委員長が18番目から20番目へ、議員の報酬額が26番目から29番目へと変動しています。なお、類似団体内の順番については、変動ありません。

【会長】ただいまの事務局からの説明に関して、ご質問やご意見ございましたら挙手をお願いします。

【委員】質問よろしいですか。

【会長】どうぞお願いいたします。

【委員】資料2-1に役職ごとの順番がついています。資料には58団体ありますが、本市の市長の報酬額が17番目で、副市長から常勤監査委員までがひと桁の順番、議長以下の議員の順番が16番目から29番目までに位置づけられています。この順番のバランスについて、何か訳があるのでしょうか。

【会長】理事者側の方が高くて、議長以下議員の方がだいぶ順番からすると低いけれど、何か理由があるのかということでございますね。

【委員】金額の多い少ないというより、この順番のバランスが気になったものですからお尋ねしています。

【会長】たとえば副市長や教育長が9番目、6番目ということならば、議長以下、議員もひと桁の順番に入ってくる方がよろしいという趣旨でしょうか。

【委員】バランスがとれるのではないかということです。というのは、金額の妥当性はそれぞれに経緯があり、こうなっていると思います。それだけをもって高い、低いというのは申し上げかねるのですが、普通であれば市の規模など色々なものを含めて、全体を並べてみますと、順番もそれなりにそろっているというのが普通なのではと思って、お尋ねしています。何か意見を申し上げているというよりかは訳を知りたいということです。なぜこのようなバランスになっているかということです。

【会長】事務局は、何かお答えがございしますか。

【事務局】合理的な理由ではないのですが、八王子市は、以前は50万人以上の都市の中で、あるいは中核市の中でも議員数は少ないというのが本市の議員の方たちは誇りに思っていて、かつ報酬もそれほどもらわなくとも自分たちはしっかりやっていると示していくという姿勢がありました。どちらかという、議員の方が抑えるような感じで今までは設定してきたという歴史的な背景があります。しかし、さすがにそれでも水準に差があるということで、平成27年度に2万円の増額改定をした経緯があります。

そのような経緯もあったので、通常、議会ですと議長、副議長、議員という3種類のポストを用意するのがほとんどですが、本市の場合には常任委員会といたしまして、個別の議論をしていただくための総務企画委員会をはじめとして4つの委員会がございします。その委員会の長について、報酬額に差をつけるという他市にはないような設定をしているあたりが影響しているのではないのでしょうか。

中核市の中では人口も4番目なので、そこに近い方がバランスとしてはよいと考えております。

【委員】ありがとうございました。現状については理解しました。

【会長】他にご意見ご質問もないようですので、ご意見が出そろったと理解させていただきます。審議会の意見としては、議員報酬及び市長等の給与について、今回は改定の必要なしということと、その理由といたしましては令和元年の勧告内容、及び類似都市の比較等を参考に審議を行いました。改定すべきというご意見、理由がございませんでしたので、現状通りの報酬額のままいくことが妥当であると、まとめさせていただいてよろしいでしょうか。

【委員】異議なし

【会長】それでは事務局で審議会の意見をふまえて答申書の作成をお願いいたします。

事務局に答申書を作成していただいている間に次第の報告事項に移りたいと思います。

5 報告

【会長】特別職の期末手当の支給率について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】資料3-1は、中核市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率等を一覧に

まとめたものです。左側から、算定基礎として支給額を計算する際の基礎となる給料月額、地域手当、役職加算の3つの要素を、次に計算方法を示しております。算定基礎の各要素の欄については、期末手当の支給額を計算する際に盛り込んでいるものには○を付しています。計算方法の右側には、市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順にそれぞれの給与月額、年間支給月数、役職加算の割合、年間支給額と年間支給額の中核市内での順番を表示しています。

資料3-2は、26市の市長等の特別職及び議員の期末手当の支給率を一覧にまとめたものです。左側から市長、次に副市長、教育長、議会の議員の順に6月、12月、3月のそれぞれの支給率と年間の支給率を計欄に表示しています。八王子市の市長等特別職及び議員の期末手当の年間の支給月数については、全て4.6月分となっております。

本市の特別職の期末手当については、これまで職員の期末・勤勉手当と合わせて改定を行ってまいりました。都の人事委員会勧告によると、職員の特別給について年間支給月数を4.6月から4.65月へと0.05月分引上げ、その配分を期末手当と勤勉手当とあるうち勤勉手当により実施するとしていますが、特別職については期末手当しかないため、年間の引上げ分をその期末手当により実施するというものです。

資料としては、中核市及び26市の状況を資料3-1、3-2と配付していますので、比較・検討し、ご意見いただきたいと思えます。

また、支給月数だけでなく、盛り込んでいる要素や年間支給額も併せて、比較していただければと思えます。

具体的には、資料3-1のNo18に船橋市がありますので、市長の欄をご覧ください。年間支給月数は4.45月となっております、本市より低い支給月数となっておりますが、算定要素として給与月額、地域手当、役職加算を盛り込んでいるため、年間支給額は本市よりも高くなっています。また、No29の豊田市についても、支給月数は3.35月となっておりますが、船橋市と同様に、地域手当等を盛り込んでいますので、年間支給額は本市よりも多い、621万290円となっております。

なお、事務局において26市の改定状況を確認したところ、本市を除く25市中15市が改定するとの状況でした。その改定する全ての市が支給月数を0.05月分引上げる状況です。本件については、審議会における審議事項ではありませんが、参考までに審議会におけるご意見をいただきたく、報告するものです。

【会長】事務局からの説明のとおり、特別職の期末手当については、本審議会の審議事項ではありませんけれども、委員の皆さんからご意見があればお伺いしたいということで、この場で報告させていただいたということでございます。ご意見、ご質問ございましたらば挙手をもってお願いします。

【委員】特別職の期末手当の支給率については、現状維持でいいのではないですか。現状維持の方が皆さんのためになるのかなという感じがするのですが。

【会長】今のご意見に対して、事務局から何かお答えはございますか。

【事務局】過去の経緯からすると、職員は労働三権が制約されていることから勧告に従って、改定しています。特別職については職員や周りの団体の状況に鑑みながら引上げや

引下げ改定をしています。そのため、例年は、職員と同様に改定しますが、過去には引上げないという判断をした年もありました。

【委員】減額する必要はないけれども、現状の支給率を維持した方がいいという感じがします。

【会長】他にご意見ございますか。

【委員】私も秋間委員の意見に賛成です。他市でも災害などが無い時には引上げるという考えはあったと思います。今の状況を考えると、このような状態の時に、特別職の期末手当を上げていく必要があるのかと思います。その分を他の何かに、という意味合いで、現状維持とした方が、市民も納得するのではないのでしょうか。

【会長】今出されている意見の方向性からしますと、特別職の期末手当の支給率については、職員の期末・勤勉手当とは別に据え置きでよろしいのではないかと、こういったご意見でございますが、他にご意見ございましたら、挙手をお願いいたします。

他にはないようでありますので、おおむねご意見はお伺いできたのかと思います。本件は本審議会の審議事項ではありませんので、皆さんからのご意見は、参考意見として議事録に記載していただきますようお願いいたします。また、参考意見となりますので、他の委員の方でご意見がありましたら、後ほどでもよいので事務局へ連絡してください。

答申案が整ったようなので、事務局は読み上げをお願いします。

【事務局】〔答申案配付・読み上げ〕

【会長】答申案を読み上げていただきましたが、ご異議はございますか。

【委員】異議なし。

【会長】それでは、以上をもって審議会の答申とさせていただくということで、よろしいですか。

【委員】異議なし。

【会長】答申の内容については、案のとおりとさせていただきます。

【会長】それでは、事務局で体裁を整えて、市長へ提出をお願いしたいと思います。

本日の審議は以上で終了とします。今回の議事録については、ホームページで公表することになりますが、事務局は公表前に各委員に内容確認願います。

ありがとうございました。

閉 会

【閉会后、追加意見】

《会長》

事務局から説明のあったように、特別職の期末手当の支給率については、これまでのように職員と同様に引き上げることでよろしいかと思えます。

《委員》

特別職の報酬額については、据え置きが妥当だと思います。事前にネットで都内の自治体の報酬額を確認してみました。23区は報酬額が比較的上がっていますが、26市は据え置き、または引下げられている印象でした。

特別職の期末手当の支給率については、川の氾濫等災害があったので予算をそのような箇所に投入した方が市民に理解されるのではないのでしょうか。現状維持に賛成します。

《委員》

特別職の報酬額については異議ありません。

特別職の期末手当の支給率については引き上げに慎重な意見もありましたが、事務局からの報告どおり、人事委員会勧告の引き上げに合わせた月数で良いと考えます。

次年度以降の引き上げか引き下げの際の検討がわかりにくくなってしまい、根拠も不明となってしまおうと思われます。今年度は不要と思いますが、今後検討を行うのであれば、月数ではなく、その他手当も含めた役職の加算率の検討を行うべきだと思います。

民間給与は非正規を含めれば大きく下降している中、臨時職・特別職を含め、民間の規範となり、地域経済を発展させる意見も含めて、職員給与は引き上げを目指し、少なくとも引き下げは行うべきでないと考えます。

《委員》

市の状況がわからないのでなんとも言えませんが、市長等特別職の方は一生懸命やっただけなので現状維持でいいのか、迷うところです。今の情勢としては他に予算を活用する方がいいと思います。

《委員》

特別職の期末手当の支給率については、私は人事委員会勧告に沿って勧告通り引き上げるべきだと思います。人事委員会は賃金をめぐるあらゆる状況を踏まえて総合的に判断を下しているわけで、勧告には一定の合理性があると思われるからです。反対に引き上げない理由は乏しいのではないかと思います。災害等沈滞ムードは有りますが、そんな中で行政も頑張れという意味合いも含まれているのではないのでしょうか。0.05か月の一時金ですので、市民からも容認されると思います。